

流山市一茶双樹記念館ライトアップ設置業務委託に係る公募型プロポーザル優先交渉権者審査基準要領

1 目的

この要領は、流山市一茶双樹記念館ライトアップ設置業務委託に係る公募型プロポーザルにおける参加事業者（以下、「参加者」という。）から、最も適した者を優先交渉権者として特定するため、必要な事項を定めるものである。

2 特定方法

- (1) 審査は、別に定める要領により設置する「流山市一茶双樹記念館ライトアップ設置業務委託に係る公募型プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）」が、本要領に基づき行うものとする。
- (2) 審査会は、参加者が提出した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について審査項目ごとに審査を行い、評点数が最も高いものを優先交渉権者として特定する。
- (3) (2) の評点数が最も高いものが複数あるときは、「3 審査方法」に定める審査項目のうち企画提案審査の合計得点が最も高いものを優先交渉権者として特定する。

3 審査方法

(1) 審査項目

主な審査項目は次に示すとおりとする。

ア 書類審査

- ・ 業務実績

イ 企画提案審査

- ・ 価格評価
- ・ 業務体制及びスケジュール
- ・ ライトアップのデザイン性
- ・ 設備の操作性
- ・ 設備の流用性

(2) 採点方法

- ア 審査会委員 1 名につき 100 点満点の配点とし、各項目の得

点は審査会委員5名の採点の平均点（小数点第2位以下四捨五入する。）とする。

イ（1）アに定める書類審査は提出された業務実績を基に採点を行う。

ウ（1）イに定める企画提案審査は事前に提出された企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容により審査する。

エ ア、イ、ウにより算出した各項目の得点を合計したものを総合評価点とし、その数値を当審査会における評点数とする。

（3）配点

審査項目ごとの評価項目及び配点については別表「流山市一茶双樹記念館ライトアップ設置業務委託に係るプロポーザル審査基準」によるものとする。

附則

本要領は令和6年9月30日から施行し、流山市一茶双樹記念館ライトアップ設置業務委託の契約締結をもって失効する。

別表 「流山市一茶双樹記念館ライトアップ設置業務委託に係るプロポーザル審査基準」

	項目	評価項目	配点
1 書類審査	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同種の業務の履行実績及び他市町村でのライトアップの導入実績 ・ 令和元年度から令和5年度の間業務実績があるもの 	10点
2 企画提案 審査	価格評価	見積額は業務内容に照らして適正に作成されているか。	20点
	業務体制及びスケジュール	設備の導入に向けた体制やスケジュールの見込みは適切か。	10点
	ライトアップのデザイン性	流山市一茶双樹記念館の伝統的な日本庭園などの雰囲気合ったライトアップ内容になっているか。	30点
	設備の操作性	設備の操作は容易に理解でき、業務の効率化が期待できるものか。	20点
	設備の流用性	必要に応じて設備の設置場所を移動できるなど、流用的に活用できるものか。	10点
合計			100点